

4 消安第6131号
令和5年2月8日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第3号の規定に基づき、下記の事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき、「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号。以下「公定規格」という。）について、汚泥資源を原料として使用する肥料のうち、含有すべき主成分としてりん酸を保証できるものについて、以下の改正を行うこと。

「菌体りん酸肥料」を公定規格として定め、「菌体りん酸肥料」に使用可能な原料を公定規格に原料規格として定める。



普通肥料の公定規格の改正について（概要）

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課

○ 経緯

普通肥料の公定規格については、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、普通肥料の種類ごとに、含有すべき主成分の最小量又は最大量、含有を許される植物にとっての有害成分の最大量等が定められている。

肥料の原料については、外国依存度が高く、今般のウクライナ情勢などの影響により価格が高騰するなどの状況にある中、安定的に農業生産を続けていくためには、下水汚泥資源など国内資源の利用拡大を図ることが重要となっている。

これまで、汚泥資源を原料として使用する汚泥肥料（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 64 号）第 1 条の 2 第 1 号）については、一般的に肥料成分のばらつきが大きく、一定の肥料成分を保つことが難しいことから、法第 3 条第 1 項第 3 号の区分に従い、公定規格に「含有すべき主成分の最小量又は最大量」を定めない普通肥料（成分保証ができない普通肥料）として登録してきたところ。

一方、汚泥資源を原料として使用する肥料のうち、品質管理責任者を設置するとともに、定期的な肥料成分の分析を行うなど、肥料の品質管理が徹底されているものについては、安定した肥料成分が確保できるため、成分保証ができる普通肥料として、更なる有効利用が期待される。

このため、汚泥資源を原料として使用する肥料のうち、品質管理を徹底し、含有すべき主成分としてりん酸を保証できるものについては、「菌体りん酸肥料」として公定規格を新たに定めることとする。

○ 改正の概要

今回定める公定規格は、「二 りん酸質肥料」に分類し、肥料の種類として、「菌体りん酸肥料」を追加する。

また、「菌体りん酸肥料」に使用可能な原料として、原料規格に「排水処理活性沈殿物」を追加する。

当該公定規格については、以下の事項を公定規格に設定することとする。

（１）肥料の種類及び使用される原料

肥料の種類として、「菌体りん酸肥料」を追加し、「排水処理活性沈殿物」を原料として使用したもの、これを脱水、乾燥、腐熟又は焼成等したものとする。

（２）含有すべき主成分の最小量（％）

- ① りん酸全量について、1.0%以上を保証することとする。
- ② ①以外の成分を保証する場合は、主成分別表第一※のとおりとする。

(3) 含有を許される有害成分の最大量 (%)

汚泥肥料の有害成分規格を満たすことが妥当であることから、ひ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム、鉛について設定することとし、汚泥肥料と同様の値とする。

(4) その他の制限事項

- ① 「菌体りん酸肥料」を生産しようとする者は、肥料登録を申請する前に、品質管理計画（品質管理責任者の設置、定常時の分析計画（公定規格に定める主成分及び有害成分に対する年間4回以上の分析）、非定常時の分析計画、不適合時の措置、職員に対する教育訓練などを記載した、肥料中に含有すべき主成分の安定化を図るための計画）を定め、農林水産大臣の確認を受けることとし、「菌体りん酸肥料」は農林水産大臣の確認を受けた計画に基づいて製造されたものであることとする。
- ② 汚泥肥料と同様に、植害試験の調査を受けない排水処理活性沈殿物を原料として使用する場合は、植害試験の調査を受け害が認められないものであることとする。
- ③ 汚泥肥料と同様に、牛等由来の原料を使用する場合にあっては、管理措置が行われたものであること、牛等の部位を原料とする場合にあっては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであることとする。

(5) 原料規格に追加する「排水処理活性沈殿物」

- ① 以下に掲げる原料とする。
 - イ 下水道の終末処理場、し尿処理施設、集落排水処理施設、浄化槽又は工場若しくは事業場の排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの
 - ロ し尿に凝集を促進する材料又は動物の排せつ物に凝集を促進する材料若しくは悪臭を防止する材料を混合したもの又はこれを脱水若しくは乾燥したもの
 - ハ イ若しくはロに掲げる原料を焼成したもの又はイ若しくはロに掲げる原料に動植物質の原料を加え焼成したもの
- ② ①に掲げる原料については、下水汚泥、し尿汚泥、工業汚泥及び焼成汚泥と同様に、植害試験の調査を受けない肥料（製品）に使用する場合にあっては、植害試験の調査を受け害が認められないものであることとする。
- ③ ①イ及びロに掲げる原料については、下水汚泥、し尿汚泥及び工業汚泥と同様に、環境省令に基づく溶出試験を行い、基準に適合することを確認したものであることとする。

○ 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、公定規格の改正に係る所要の手続を進めることとする。

※肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（抜粋）
 （昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）

主成分別表第一

一	窒素全量を保証するものにあつては	窒素全量	1.0
二	アンモニア性窒素を保証するものにあつては	アンモニア性窒素	1.0
三	硝酸性窒素を保証するものにあつては	硝酸性窒素	1.0
四	りん酸全量を保証するものにあつては	りん酸全量	1.0
五	可溶性りん酸を保証するものにあつては	可溶性りん酸	1.0
六	く溶性りん酸を保証するものにあつては	く溶性りん酸	1.0
七	水溶性りん酸を保証するものにあつては	水溶性りん酸	1.0
八	加里全量を保証するものにあつては	加里全量	1.0
九	く溶性加里を保証するものにあつては	く溶性加里	1.0
十	水溶性加里を保証するものにあつては	水溶性加里	1.0
十一	アルカリ分を保証するものにあつては	アルカリ分	5.0
十二	可溶性石灰を保証するものにあつては	可溶性石灰	1.0
十三	く溶性石灰を保証するものにあつては	く溶性石灰	1.0
十四	水溶性石灰を保証するものにあつては	水溶性石灰	1.0
十五	可溶性けい酸を保証するものにあつては	可溶性けい酸	5.0
十六	水溶性けい酸を保証するものにあつては	水溶性けい酸	5.0
十七	可溶性苦土を保証するものにあつては	可溶性苦土	1.0
十八	く溶性苦土を保証するものにあつては	く溶性苦土	1.0
十九	水溶性苦土を保証するものにあつては	水溶性苦土	1.0
二十	可溶性マンガンを保証するものにあつては	可溶性マンガン	0.10
二十一	く溶性マンガンを保証するものにあつては	く溶性マンガン	0.10
二十二	水溶性マンガンを保証するものにあつては	水溶性マンガン	0.10
二十三	く溶性ほう素を保証するものにあつては	く溶性ほう素	0.05
二十四	水溶性ほう素を保証するものにあつては	水溶性ほう素	0.05
二十五	一から二十四までに掲げるもののほか可溶性硫黄を保証するものにあつては、 一から二十四までに掲げるもののほか	可溶性硫黄	1.0